

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年4月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和２年度第１回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和２年４月１０日（金）午後３時００分から午後４時００分

開催場所 菊陽町役場 別館２階会議室

１ 議事日程

第１ 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第２ 議 事

- (１) 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について
- (２) 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について
- (３) 議案第３号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による意見決定について
- (４) 議案第４号 中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (５) 議案第５号 非農地証明願いについて
- (６) 議案第６号 農地法第５条の規定による事業計画変更承認申請について
- (７) 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (８) 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届（市街化区域）について

２ 農業委員

(１) 出席委員（９人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| １番 川端 哲男 | ２番 河北安之助 | ３番 磯部 一輝 |
| ４番 堀川 眞助 | ５番 本田 和寛 | ６番 内藤 文紀 |
| ７番 宮村 澄孝 | ８番 可村 岸雄 | ９番 坂本 里美 |

３ 農地利用最適化推進委員

(１) 出席委員（４人）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| １番 鍋島 敬一 | ７番 紫藤 淳 | ８番 古庄 隆光 |
| ９番 渡邊 幸伸 | | |

(２) 欠席委員（５人）「新型コロナ感染拡大防止のため、関係推進委員のみ出席」

- | | | |
|----------|----------|----------|
| ２番 坂本 哲也 | ３番 上田 幹雄 | ４番 新川 栄二 |
| ５番 大竹 計理 | ６番 山下 芳廣 | |

４ 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 前田 洋嗣

農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第1回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

農業委員会開会前に人事異動あいさつ

ー 前田新事務局員挨拶 ー

事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中4名の出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。

議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

「議長一任」

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に9番 坂本委員 1番 川端委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の前田さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することになっています。それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡（貸）人及び譲受（借）人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下山立窪2968番1

地 目：畑 5, 775㎡

申請理由については、賃借権設定（3年間）であります。

この議案につきましては、現地調査を3月10日（月）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

本案件についての申請者は、新規に農業に取り組む方の案件になりますが、申請者におかれましては、菊池農業高校を卒業後に農業大学校に進学し、途中で退学されましたが、平成25年8月から菊陽観光ブドウ園においてぶどうの栽培と露地野菜栽培に従事され、約5年間農業のノウハウを学んでおられます。今回、独立とまではいきませんが、将来の農業経営の基盤を作るため、菊陽観光ブドウ園関係者の農地を借りて営農に取り組まれるものです。

また、川端委員、鍋島推進委員、坂本推進委員に申請人のこれまでの経歴及び将来の農業経営の構想等について事前に面談を行っています。

全部効率要件については、申請人への聴取、農業委員の川端委員、推進委員の鍋島委員と現地調査をした結果、現在は新規であるため経営農地はありませんが、この規模であれば必要な農機具等についても菊陽観光ブドウ園から借りるということですので、農地の効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、申請人は観光ブドウ園に従事しながらの経営となりますが、ミニトマト、玉ねぎ、唐辛子等の栽培を計画しておられ、管理は自分で行い、繁忙期は臨時的に知人に手伝いを依頼して農作業に従事するとのこととあります。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、新規でありますので、経営面積はありませんが、今回の申請面積が5, 775㎡でありますので下

限面積を満たすものであります。（下限面積５０ａ）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

１番委員
（川端）

議案第１号の番号１について、１番委員が説明します。

申請人は事務局から説明がありましたとおり、約５年間菊陽観光ぶどう園で農作業に従事されており、必要な農機具及びハウス施設についても、ぶどう園から借りることとなっていますので、正式な新規就農・独立ということではありませんが、農業経営に係る初期投資を抑えた理想的なものと思われます。事前面談においても将来の農業経営の構想をしっかりとっており、農業に対して意欲的な人物であると思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

－ 特に発言なし －

無いようですので、採決を行います。

議案第１号の番号１の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員挙手

全員賛成です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書2ページ、議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりで。

申請地：原水字中尾上2912番1 外1筆

地 目：畑

転用面積：合計1, 123㎡

転用目的は、診療所（泌尿器科）です。

権利は、所有権の移転による転用です。

この議案につきましても同じく、現地調査を3月30日（月）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP4～P7をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水道等の2管が埋設されている沿道であり、申請地の500m以内に病院、保育園の施設が存する区域）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地はガス・水道・下水道の2種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の500m以内に病院、保育園等の2つ以上の施設が存する区域の第3種農地と判断し、原則転用可能と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

4 番委員 議案第 2 号の番号 1 について、4 番委員が説明します。
(堀川) 本申請地は、北側・東側については国道及びセントラル病院が建設中であり、南側は墓地、西側は町道であります。また、事務局から説明がありましたとおり、第 3 種農地の要件を有する農地であり、周辺部においても宅地化が著しく、宅地へ転用することによって他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

農業委員 泌尿器科は移転新築されているセントラル病院にはないのですか？

事務局 泌尿器科はないとのことで、新しく病院を開業されます。

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号 番号 2 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 番号 2 を説明します。
議案書の 2 ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：沖野一丁目 5 6 6 6 番 1 8 9
地 目：畑
転用面積：994㎡

転用目的は、店舗（コインランドリー）です。
権利は、所有権の移転による転用です。

この議案につきましても、同じく現地調査につきましては、3月30日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P11をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

2) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水道等の2管が埋設されている沿道であり、申請地の500m以内に学校
保育園の施設が存する区域）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地はガス・水道・下水道の2種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の500m以内に学校、保育園の2つ以上の施設が存する区域の第3種農地と判断し、原則転用可能と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

9 番推進委員
（渡邊）

議案第2号の番号2について、9番推進委員が説明します。

本申請地は、東側に農地が残るものの、北側は県道辛川鹿本線、南側は宅地に囲まれており、また、事務局から説明がありましたとおり、第3種農地の要件を有する農地であり、周辺部においても宅地化が著しく、宅地へ転用することによって他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

特に発言なし。

ないようですので、採決を行います。
議案第２号の番号２の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成です。

よって、議案第２号の番号２は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第２号 番号３を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第２号 番号３を説明します。
議案書の２ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字北沖野５８３１番２
地 目：畑
転用面積：４８０㎡
転用目的は、資材置場です。
権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましても先程と同じく、現地調査を３月３０日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のＰ１２～Ｐ１５をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第４条、５条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

１ 農地転用許可基準に基づく検討状況

１） 立地基準について

農地区分は 第２種農地と判断しました。
（１０ｈａ未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「１の資力及び信用」から「１０の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は１０ha未満の小集団の第２種農地であり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達成することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

５番委員
(本田)

議案第２号の番号３について、５番委員が説明します。

本申請地は、１０ha未満の小集団の農地であり、北側・東側は水路、南側は宅地、西側は県道辛川鹿本線に囲まれており、資材置場にするにより、他に影響を与えることはないものと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

なお、現地は調査時の写真のとおり、農地の用を呈していないため、申請者に始末書を提出していただいているものです。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

特に発言なし。

ないようですので、採決を行います。

議案第２号の番号３の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成です。

よって、議案第２号の番号３は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による意見決

定について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和2年3月31日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のP3～5をご覧ください。

今月は、
1の利用権設定が6件の19筆で合計面積43,539.00㎡と
2の所有権移転が2件の2筆で合計面積6,488㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定及び2の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より令和2年3月31日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書の 6 ページをご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は 2 件の 5 筆で合計面 5, 6 8 3. 0 0 m²です。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第 4 号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

— 全員挙手 —

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします

次に、議案第 5 号の番号 1 「非農地証明願について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

非農地証明願について説明します。
議案書の 7 ページをご覧ください。

申請者は議案書のとおりです。

申請地：原水字向原 1 0 2 0 番 1

地 目：畑

現 況：宅地

面 積：9 7 8 m²

この議案につきましても、先程と同じく現地調査を 3 月 3 0 日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 6 ～ P 1 8 をご覧ください。

申請地は昭和 4 8 年 1 2 月頃に鉄工所を建設されており、現況が宅地となることが多い。また、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地とすることが妥当と判断しております。
以上で説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8 番委員
(可村)

議案第 5 号の番号 1 について、8 番委員が説明します。
本申請地は、事務局からの説明のとおり、宅地化されて 47 年が経過しており、農地の用を呈しておらず、農地として復元できる状態ではありません。また耕作を行えるような農地ではないと認められます。非農地とすることにより、周辺農家及び農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第 5 号の番号 1 の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

ー全員挙手ー

全員賛成です。

よって議案第 5 号の番号 1 は、「非農地化相当」と決定します。

次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」を説明します。

この議案は、過去に農地転用許可を受けた案件について、転用事業者が事業計画を変更する場合に、改めて事業計画の変更承認を受けるため、必要となるものです。

令和 2 年 3 月 25 日に 竹内雄哉さん より事業計画変更承認申請がありましたので、その変更内容と、お手元にお配りしています「転用許可後の事業計画変更に係る承認基準」を照らし合わせて、説明いたします。

申請書資料には、1 枚目から 3 枚目に申請書の写し、4 枚目に変更前の図面、5 枚目に変更後の図面、6 枚目に牛舎のレイアウト図を添付しております。

- ・事業者名は、竹内雄哉
- ・転用目的は、牛舎及び堆肥舎 です。
- ・変更内容は、「建物の構造」「レイアウトの変更」及び「工期の変更」です。

この案件につきましては、平成31年4月19日に許可が出ており、当初の計画では平成32年（令和2年）3月31日までに事業を完了する予定でしたが、現時点では造成工事の一部に着手した時点で中止している状態です。

計画のとおりに進捗（完了）できなかった理由として、牛舎等の建築に際し、建築確認申請が必要であることを確認していなかったことが分かり、建築確認申請のために設計の全面変更等の対応が必要となり、予定どおりに進捗することができなかったとのことです。今後このようなことがないように指導も行っていきます。

なお、本変更申請の許可後、速やかに工事に取り掛かり、令和2年11月30日までに完了すると伺っています。

事業計画の変更承認に当たっては、別紙でお配りしております6つの基準を満たす必要があります。

今回の変更については、「事業計画を変更する場合」に該当しますので、（４）～（６）の３つの基準を満たす必要があります。

基準に照らした結果について説明します。

（４）変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

現在、建築確認を申請しており、本事業計画変更承認後に速やかに工事に取り掛かるところであり、資金計画に多少変更があるものの、借入申込額以内の変更であり、事業計画に従って実施されることが確実であると思われます。

（５）変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であると認められること。

当初の事業内容に変更はないため、周辺農地への影響はないと思われます。

（６）（４）～（６）のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。

事業内容の変更は伴わず、構造、レイアウト及び工期を延長し変更するものであり、その他の変更はないため、許可相当が適当と思われます。

以上のことから、本件については、要件全てに該当することから、承認は、やむを得ないものと判断されます。

説明は以上です。

議 長

議案の説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

特に意見なし。

無いようですので、採決を行います。
議案第6号の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成です。

よって、議案第6号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、議案書の8ページをお願いします。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第2号について、議案書の9ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は6で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後 4 時 0 0 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 2 年 4 月 1 3 日

会 長

議事録署名人

議事録署名人